

(傍線の部分は改正部分)

○民法(明治二十九年法律第八十九号)(抄)

改正案	現行
<p>第七百六十六条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、<u>父又は母と子との面会及び交流、子の監護に要する費用の分担その他の監護について必要な事項は、その協議でこれを定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項に規定する事項を定める。</u></p> <p>3 <u>家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。</u></p> <p>4 <u>前三項の規定は、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生ずることがない。</u></p>	<p>第七百六十六条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者<u>その他監護について必要な事項は、その協議でこれを定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。</u></p> <p>2 <u>子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。</u></p> <p>3 <u>前二項の規定は、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生ずることがない</u></p>

○家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号) (抄)

改正案	現行
<p>第九条 家庭裁判所は、次に掲げる事項について審判を行う。</p> <p>甲類 (略)</p> <p>乙類</p> <p>一_三 (略)</p> <p>四 <u>民法第七百六十六条第二項又は第三項</u> (同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。)の規定による子の監護者の指定その他子の監護に関する処分</p> <p>五_十 (略)</p>	<p>9. 家庭裁判所は、次に掲げる事項について審判を行う。</p> <p>甲類 (略)</p> <p>乙類</p> <p>一_三 (略)</p> <p>四 <u>民法第七百六十六条第一項又は第二項</u> (同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。)の規定による子の監護者の指定その他子の監護に関する処分</p> <p>五_十 (略)</p>